

10. 給水装置に関連する法令・条例等(抜粋)

水道法	水道法施行令	水道法施行規則・省令	人吉市水道条例	人吉市水道条例施行規則
(給水装置工事) 第16条の2 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。		(給水装置の軽微な変更) 第13条 法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。	(給水装置の定義) 第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。	(給水装置) 第2条 給水装置の新設、改造又は修繕に要する材料は、日本工業規格表示品、第三者認証品又は自己適合品によらなければならない。
			(給水装置の種類) 第4条 給水装置は、次の3種とする。 1号 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの 2号 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの 3号 消火栓 消防用に使用するもの	(給水の申込み等) 第3条 他人の給水装置から分岐して給水を受けようとするものは、その給水装置の所有者と連署して申し込まなければならない。 2項 給水装置の所有者が給水を廃止し、又は撤去しようとするときは、5日前までに分岐給水使用者に通知しなければならない。この場合、分岐給水使用者が当該給水管取得の手続をしないときは、廃止したものとみなす。
			(新設等の費用負担) 第6条 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置を新設等をするものの負担とする。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、市において、その費用を負担することがある。	(工事の申込み) 第7条 条例第5条の規定により工事を申込みするものは、給水装置申込書を提出しなければならない。
			(工事の施行) 第7条 給水装置の新設等は、市長又は市長が水道法第16条の2第1項の指定をした者が施行する。 2項 市長が水道法第16条の2第1項の指定をした者が工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査及び材料の検査を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。 3項 工事を施行する場合は、当該工事に関する利害関係者の同意を求めるものとする。	(検査) 第13条 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。 1号 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。 イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
			(給水の原則) 第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上の必要その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。 2項 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。 3項 第1項の規定による給水の制限又は停止若しくは漏水のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。	
			(給水の申込み) 第12条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない	

給水装置に関連する法令・条例等(抜粋)

水道法	水道法施行令	水道法施行規則・省令	人吉市水道条例	人吉市水道条例施行規則
2項水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。 3項前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。	6号当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。 (解説) 専用水道、工業用水道等の水管その他の設置と直接に連結してはならないとする趣旨である。給水装置は、法第3条第9項(給水装置の定義)によって「配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具」というのであるから、直結連結する給水用具は全て給水装置の一部となって本条の構造、材質の基準が適用されることとなるのであるが、本号は、水管及び「給水用具」でない設備と一時的にも直接に連結することを禁止した規定である。工業用水道の水管との連結、その他の給水用具とはいえない設備との連結は、水道水を汚染するおそれがある。 7号水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。 (解説) 水槽、プール、流し等に給水する給水装置にあつては、装置内が負圧になった場合に貯留水等が逆流するおそれがあるので、それらと十分な吐水口空間を保持し、又は有効な逆流防止装置を具備する等水の逆流防止の措置を講じなければならないとする趣旨である。 2項前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。 (要旨) 本条は、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないときは、供給規程に定めるところにより給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止できること規定したものである。		(量水器と貸与) 第16条市が設置した量水器は、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。 2項前項の保管者は、善良な管理者の注意をもって量水器を保管しなければならない。 3項保管者が前項の保管義務を怠ったために、量水器を亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。	2号前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の登録を受けた者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。
(給水装置の検査) 第17条水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。 2項前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。			(水道使用者等の管理上の責任) 第19条水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。 2項給水装置の修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。	
			(給水装置の検査等) 第30条市長は、職員に水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査させ、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。	
			(給水装置の基準違反に対する措置) 第31条市長は、使用中の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に定める基準に適合していないときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。	
			(給水の停止) 第32条市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 1号水道の使用者が、工事費、修繕費又は料金・手数料を指定期限内に納入しないとき。 2号水道の使用者が、正当の理由がなくて、量水器の検針又は検査を拒み、又は妨げたとき。 3号給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。	
			(過料) 第33条市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。 1号第5条の承認を受けないで、給水装置の新設等をした者 2号正当な理由がなくて、第23条の量水器の検針、第30条の検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げた者 3号第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者	

給水装置に関連する法令・条例等(抜粋)

水道法	水道法施行令	水道法施行規則・省令	人吉市水道条例	人吉市水道条例施行規則
			(料金を免れた者に対する過料) 第34条市長は、詐偽その他不正の行為によって第22条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。	
			(市長の責務) 第35条市長は、貯水槽水道(水道法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。 2項市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。	
			(設置者の責務) 第36条貯水槽水道のうち簡易専用水道(水道法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、水道法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。 2項前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。	

11. 指定工事業者に関連する法令・条例等(抜粋)

水道法	水道法施行令	水道法施行規則・省令	人吉市水道局指定給水装置工事業者規則
(指定の申請) 第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。 2項 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。 1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 2号 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 3号 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数 4号 その他厚生労働省令で定める事項		(指定の申請) 第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。 2項 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 1号 法第25条の3第1項第3号 イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する 2号 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し又は 3項 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。 第19条 法第25条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 1号 法人にあつては、役員の氏名 2号 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(第21条第3項において単に「事業所」という。)において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号 3号 事業の範囲 (厚生労働省令で定める機械器具) 第20条 法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。 1号 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 2号 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 3号 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 4号 水圧テストポンプ (給水装置工事主任技術者の選任) 第21条 指定給水装置工事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。 2項 指定給水装置工事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。 3項 指定給水装置工事業者は、前2項の選任を行うに当たっては、1の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の給水装置工事主任技術者が当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。	(用語の定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1号 法 水道法(昭和32年法律第177号)をいう。 2号 政令 水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。 3号 施行規則 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。 4号 給水装置 需要者に水を供給するために市が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 5号 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕(施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。 6号 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。 (業務処理の原則) 第3条 指定工事業者は、法、政令、施行規則及び条例の規定並びにこれらの規定に基づく市長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。 (指定の申請) 第4条 条例第7条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。 2項 指定工事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事業者指定申請書に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。 1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者及び役員の氏名 2号 条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号 3号 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数 4号 事業の範囲 3項 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。 1号 次条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 2号 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録済証明書の写し 4項 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。 (指定の基準) 第5条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 1号 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。 2号 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ 3号 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの イ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ 法人であつてその役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの (指定工事業者証の交付) 第6条 市長は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に人吉市水道局指定給水装置工事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。
(指定の基準) 第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。 1号 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 2号 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。 3号 次のいずれにも該当しない者であること。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過し ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ホ 法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの 2項 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。			
(給水装置工事主任技術者) 第25条の4 指定給水装置工事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。 2項 指定給水装置工事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。 3項 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。			

指定工事業者に関連する法令・条例等(抜粋)

水道法		水道法施行令	水道法施行規則・省令	人吉市水道局指定給水装置工事業者規則
1号 給水装置工事に係る技術上の管理 2号 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督 3号 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認 4号 その他厚生労働省令で定める職務	4項 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。		第22条 法第25条の4第2項 の規定による 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第3 によるものとする。	2項 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。 3項 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。 4項 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。
			(給水装置工事主任技術者の職務) 第23条 法第25条の4第3項第4号 の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。 1号 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整 2号 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整 3号 給水装置工事(第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡	(変更等の届出) 第7条 指定工事業者は、次に掲げる事項に変更のあったとき又は 給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。 1号 事業所の名称及び所在地 2号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 3号 法人にあっては役員の氏名 4号 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号 2項 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、 変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書 に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。 1号 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し 2号 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本 3項 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を市長に提出しなければならない。
(事業の基準) 第25条の8 指定給水装置工事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。				
(給水装置工事主任技術者の立会い) 第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。				
(報告又は資料の提出) 第25条の10 水道事業者は、指定給水装置工事業者に対し、当該指定給水装置工事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。				
(指定の取消し) 第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を 1号 第25条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。 2号 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。 3号 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 4号 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 5号 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。				(指定の取消し) 第8条 市長は、指定工事業者が次のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。 1号 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。 2号 第5条各号に適合しなくなったとき。 3号 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 4号 第12条各項の規定に違反したとき。 5号 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 6号 第16条の規定による市長の求めに対し正当な理由なくこれに応じないとき。 7号 第17条の規定による市長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 8号 その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
				(指定の停止) 第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに替えて6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。
				(指定等の公示) 第10条 市長は、指定工事業者に関し次に掲げる事項に該当するときは、その都度これを公示する。 1号 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。 2号 第7条の規定により指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。 3号 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。 4号 第9条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

指定工事業者に関連する法令・条例等(抜粋)

水道法	水道法施行令	水道法施行規則・省令	人吉市水道局指定給水装置工事事業者規則
6号前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 7号その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 8号不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。 2項第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。			(主任技術者の職務等) 第11条主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 1号給水装置工事に関する技術上の管理 2号給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督 3号給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に定める基準に適合していることの確認 4号給水装置工事に関し市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。 ア配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整 イ第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整 ウ給水装置工事を完了した旨の連絡 2項給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。
			(主任技術者の選任等) 第12条指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。 2項指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。 3項指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。 4項指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。
			(事業の運営に関する基準) 第13条指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。 1号給水装置工事ごとに第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。 2号配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。 3号前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。 4号主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために研修の機会を確保するよう努めること。 5号次に掲げる行為を行わないこと。 ア政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。 イ給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。 6号施行した給水装置工事ごとに第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。 ア施主の氏名又は名称 イ施行の場所 ウ施行完了年月日 エ主任技術者の氏名 オ竣工図 カ給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 キ第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

指定工事業者に関連する法令・条例等(抜粋)

水道法	水道法施行令	水道法施行規則・省令	人吉市水道局指定給水装置工事事業者規則
			(設計審査) 第14条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるときは、設計審査に係る申請書に設計図を添えて市長に提出しなければならない。
			(工事検査) 第15条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるときは、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により市長に申請しなければならない。 2項 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。
			(主任技術者の立会い) 第16条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。
			(報告又は資料の提出) 第17条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
			(講習会) 第19条 市長は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。